

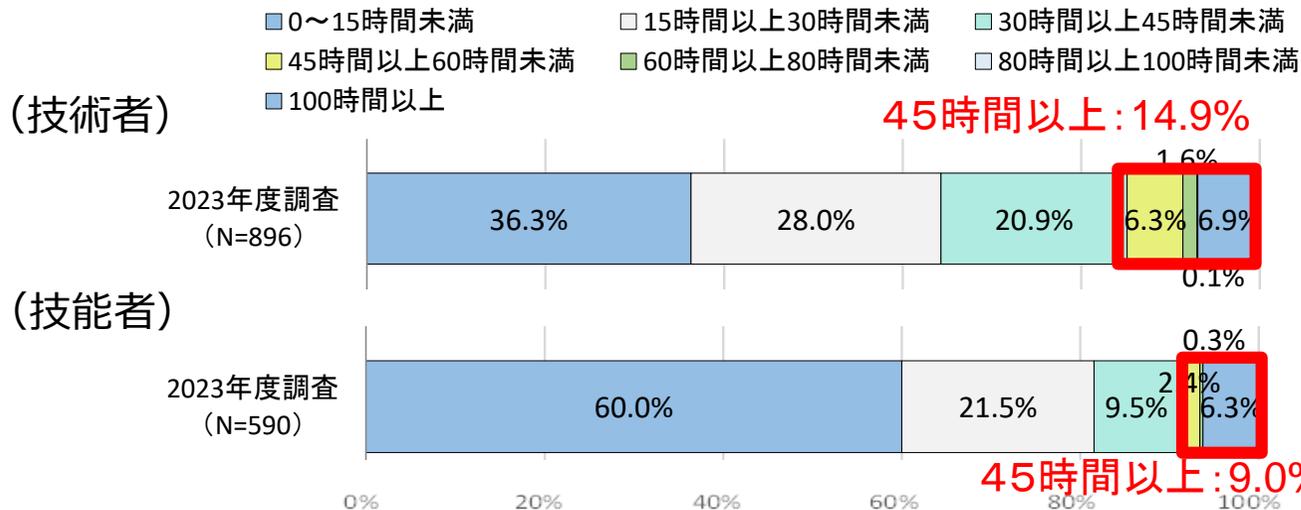
その他(情報提供資料)

1. 適正な工期の確保
2. 円滑な価格転嫁への取組
3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組
4. その他

1. 適正な工期の確保

働き方・工期設定の状況について

月当たりの平均的な残業時間

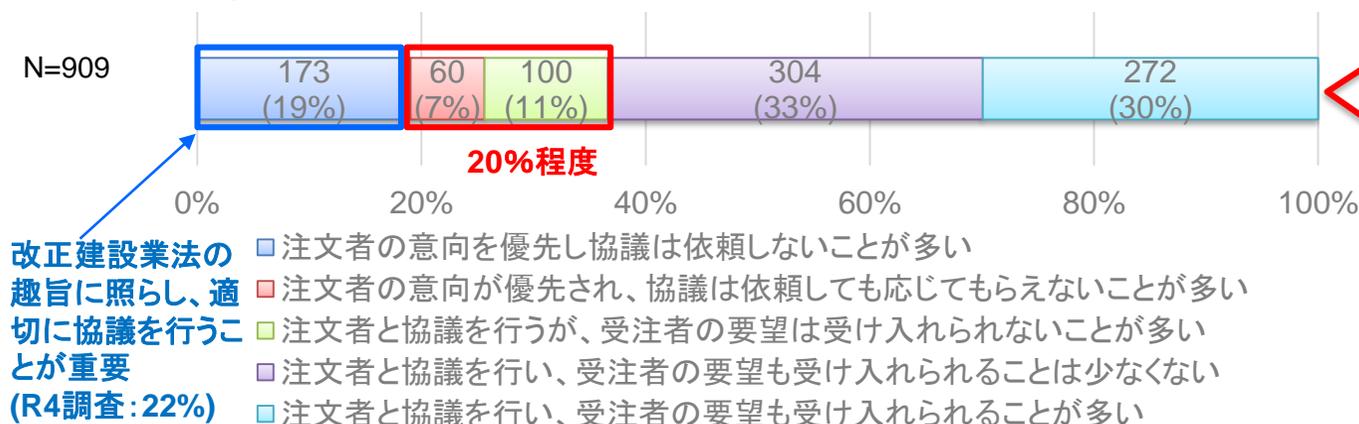


→時間外労働上限規制適用対象

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

工期設定の状況

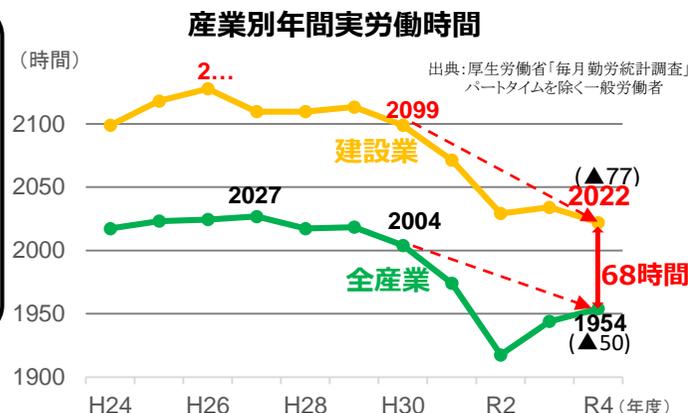


当初契約における工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が完全に受け入れられない場合が、R5年調査では約2割を占める。
(R4調査:25%)

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススめ特設サイト

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
→ **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長の取扱いを明確化**
- ・ 国交大臣と建設業4団体が4週8閉所など適正工期に取り組むことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査し、是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。

・**受発注者間のパートナーシップ構築**が各々の事業継続上重要。
 ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。

・**発注者***は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・**発注者***は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

・**会社指揮下における現場までの移動時間**や、**運送業者が物品納入に要する時間**も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・**資材の納入遅延**や**高騰**は、**サプライチェーン全体で転嫁する必要**。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

実施目的

建設業の将来の担い手確保の観点から、長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業の働き方改革を推進することが必要である。令和6年4月からの建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、建設企業への周知、民間発注者への周知及び理解の促進を図る取組の一つとして、管内各労働局と連携した労働時間等働き方改革に関する説明会を実施。

【 中部地方整備局の主な説明内容 】

◆適正な工期の確保について

- ・ 建設業を取り巻く現状について
出勤日数、労働時間、休暇等の状況
- ・ 建設業の働き方改革の取組
- ・ 工期の適正化について
工期に関する基準、著しく短い工期の禁止 等

◆処遇改善に向けた取組

- ・ 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策
- ・ 建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会
- ・ 資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組
- ・ 建設キャリアアップシステムについて

◆建設業法等の改正について

- ・ 労働者の処遇改善
- ・ 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止
- ・ 働き方改革と生産性向上



令和6年11月1日（金）：三重県津庁舎 三重労働局と連携した説明会

令和6年度 労働時間等働き方改革説明会の実施状況

実施地域	実施回数	備考
岐阜県内	12	全てWEB方式
静岡県内	7	うち2か所がWEB方式
愛知県内	10	うち5か所がWEB方式
三重県内	6	全て対面方式
合計	35	

【発注者向け】チラシ(著しく短い工期の禁止)

民間建設工事の 発注者のみなさま

著しく短い工期の契約は 禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要があります。**

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

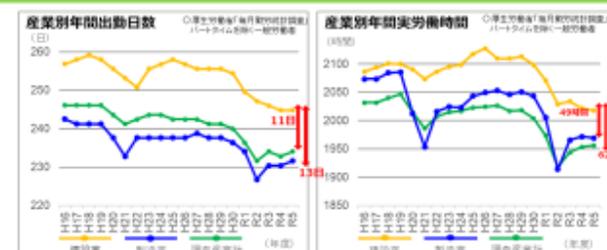
工期に関する基準(令和2年7月29日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

工期に影響を及ぼす事象を把握したら・・・

- ・地盤沈下、埋設物による土壌汚染
 - ・騒音等の周辺への配慮すべき事象 等
- ➡建設業者に対して、必要な情報を提供する必要があります。

【参考】建設業における働き方の現状

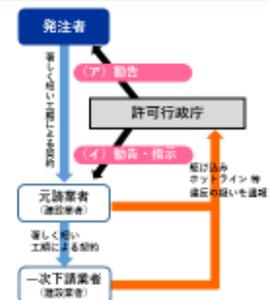


職種	4週8休(週休2日)以上					4週7休程度					4週6休程度					4週5休程度					4週4休程度以下					不定休				
	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者	技術者	技能者						
全体	11.7%	12.7%	42.2%	18.5%	14.1%	0.9%	0.2%	25.3%	17.5%	45.7%	5.3%	4.5%	12.8%	11.8%	38.5%	19.1%	15.9%	9.5%	7.2%	34.2%	23.2%	24.0%	1.9%	0.2%						
公共工事の発注がほとんど	25.3%	17.5%	45.7%	5.3%	4.5%	12.8%	11.8%	38.5%	19.1%	15.9%	9.5%	7.2%	34.2%	23.2%	24.0%	1.9%	0.2%	8.1%	5.9%	31.1%	25.7%	28.4%	0.9%	0.2%						
民間工事の発注がほとんど	9.5%	7.2%	34.2%	23.2%	24.0%	1.9%	0.2%	8.1%	5.9%	31.1%	25.7%	28.4%	0.9%	0.2%	25.7%	28.4%	0.9%	0.2%	0.9%	0.2%	0.9%	0.2%	0.9%	0.2%						

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は?



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができます。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は勧告や指示処分を行うことができます。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

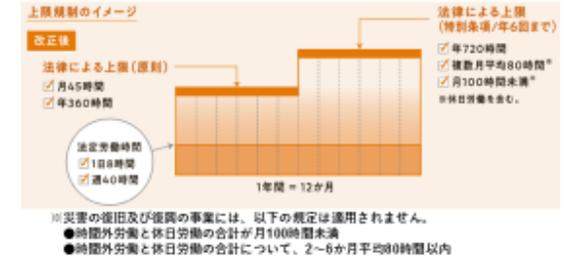
【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます (R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。
- 建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

【建設企業向け】チラシ(著しく短い工期の禁止)

建設企業のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要**があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「**工期に関する基準**」等に照らして**不適正に短く設定された期間**をいいます。

工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業協会決定・令和6年3月27日改定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が**考慮すべき事項の集合体**であり、建設工事において適正な工期を確保するための**基準**です。

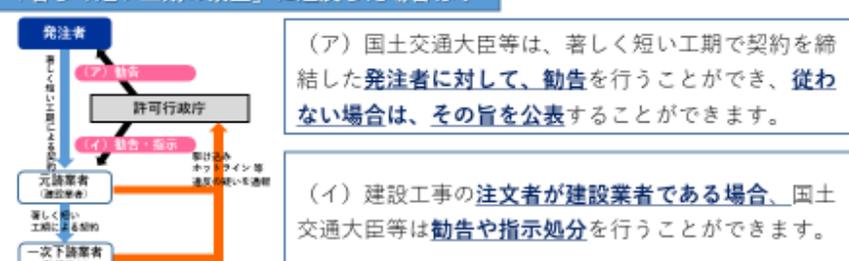
【参考】建設業における働き方の現状



建設業における平均的な体日の取得状況



「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は？



元請負人と下請負人における建設業法令遵守ガイドライン

上記ガイドラインは、元下間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 工事全体の一時中止や前工程の遅れなど、下請負人の責めに帰さない理由により工期を変更する際、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

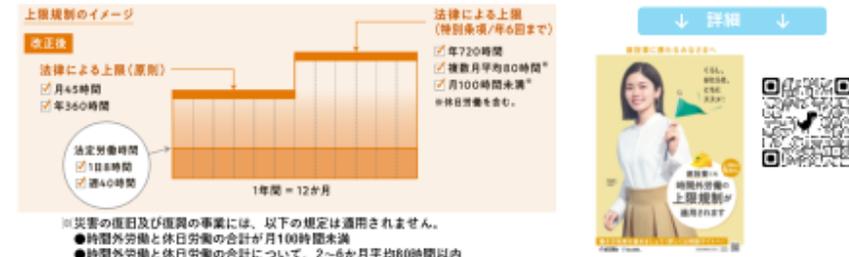
建設業法違反の通報窓口(駆け込みホットライン)

0570-018-240 大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受付けています。

時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます(R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



➤長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。

➤受注者は、適正な工期の見積の提出に努め、受発注者間・元下間で協議・合意の上で適正な工期を設定し、工期のダンピングをしてはなりません。

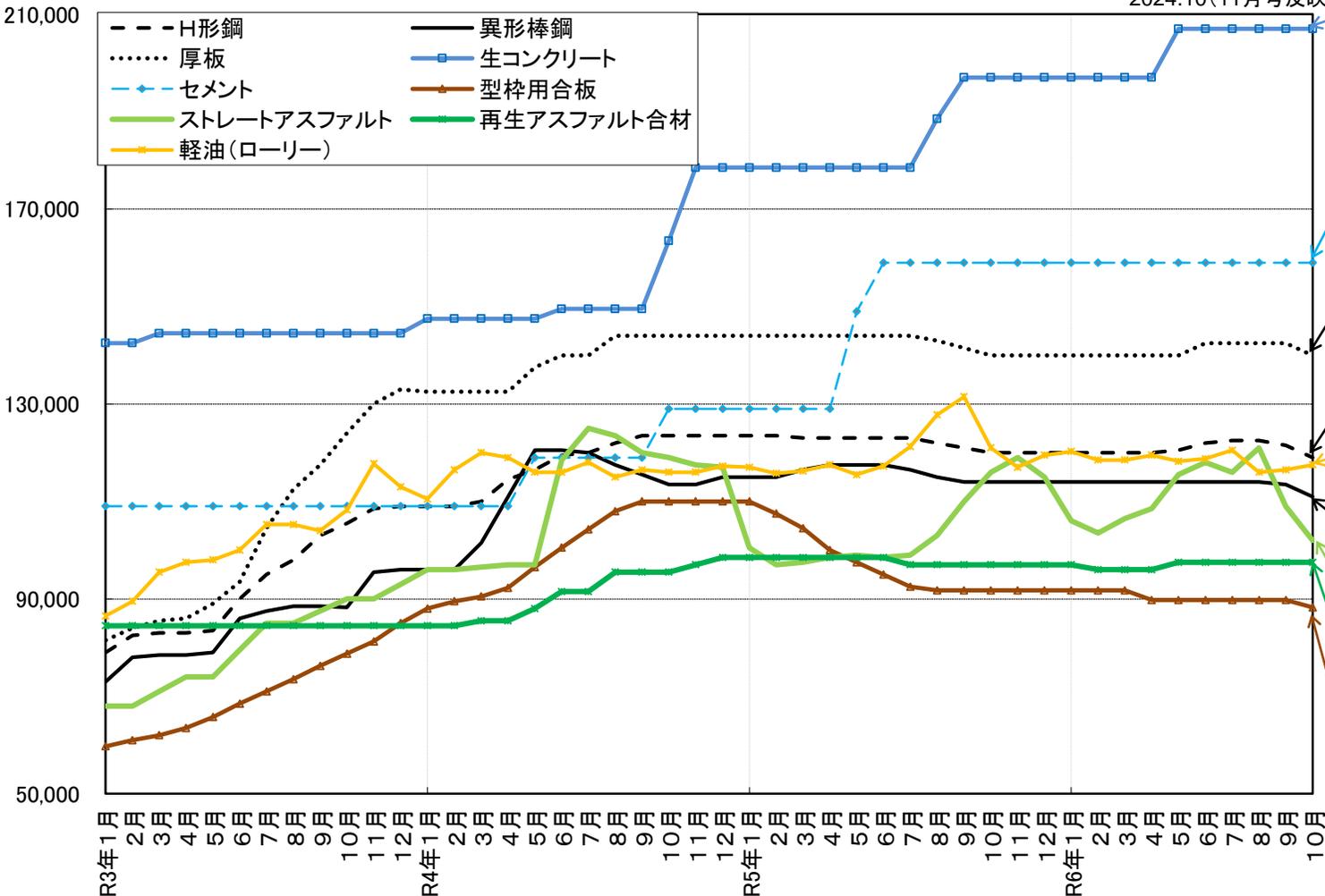
2. 円滑な価格転嫁への取組

主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

価格推移(東京)

(円/単位)



2024.10(11月号反映)

生コンクリート (円/10m ³)	2024年10月	¥207,000 (+5.1%)	(2023年10月 ¥197,000)
セメント (円/10t)	2024年10月	¥159,000 (±0.0%)	(2023年10月 ¥159,000)
厚板 (円/t)	2024年10月	¥140,000 (±0.0%)	(2023年10月 ¥140,000)
H形鋼 (円/t)	2024年10月	¥119,000 (-0.8%)	(2023年10月 ¥120,000)
軽油 (円/kl)	2024年10月	¥117,500 (-2.9%)	(2023年10月 ¥121,000)
異形棒鋼 (円/t)	2024年10月	¥111,000 (-2.6%)	(2023年10月 ¥114,000)
ストレートアスファルト (円/t)	2024年10月	¥102,000 (-12.1%)	(2023年10月 ¥116,000)
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年10月	¥97,500 (+0.5%)	(2023年10月 ¥97,000)
型枠用合板 (円/50枚)	2024年10月	¥88,250 (-3.8%)	(2023年10月 ¥91,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

括弧内は前年同月比

参議院 予算委員会(令和6年4月24日)(抄)

構造的な賃上げを実現するには、発注者と建設業者とがパートナーの関係にあるとの意識の下、発注者含め、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させていく、こういった必要があると認識をしています。

このために、公共工事、民間工事を問わず、国が適正な労務費の基準を示し、これを著しく下回る見積りや契約を禁止するとともに、資材高騰が顕在化した場合の適切な転嫁によって労務費へのしわ寄せを防止する取引ルールを定め、これらについて発注者を含めた当事者間において遵守するよう促す法案、これを今国会において提出をしているところです。

…官民連携して社会課題を克服していく新しい資本主義の考え方に基づいて、適正な価格転嫁が可能な環境を整備し、…発注者の意識改革に取り組み、そして建設業の担い手確保、そして持続的な発展、これにつなげていきたいと考えております。

参議院 本会議(令和6年12月4日)(抄)

建設業はインフラ整備や災害時の応急対策などを担う地域の守り手であり、今後もその役割を果たしていただくかなければなりません。

このため、安定的、持続的な公共投資を推進いたしますとともに、適正な労務費の確保や価格転嫁、働き方改革、生産性向上を促進することなどにより、担い手の確保に取り組んでまいります。



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①**資材単価の設定状況**、②**スライド条項の設定・運用状況**について調査
- **全国の都道府県主催会議(公契連)**において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について**市区町村へ直接働きかけ**
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○ 直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○ 次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→ 都道府県による資材単価の設定状況を見る化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国ブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

◎ **公共工事**標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ **民間建設工事**標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

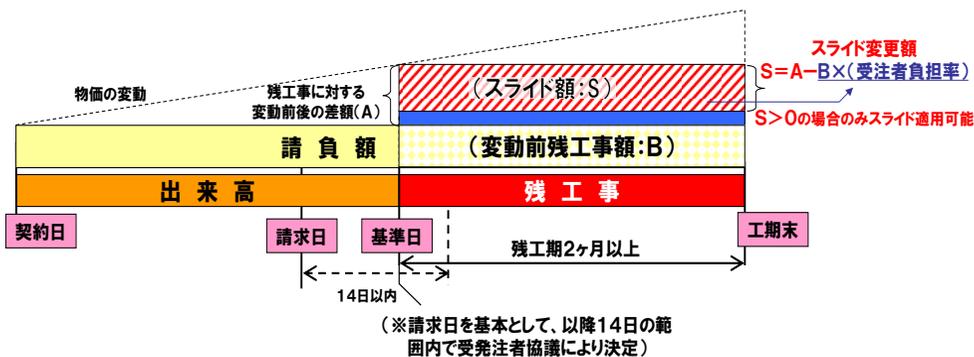
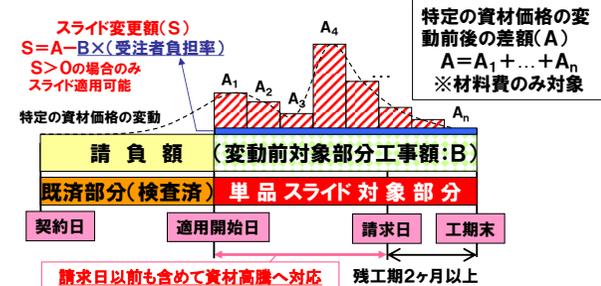
四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

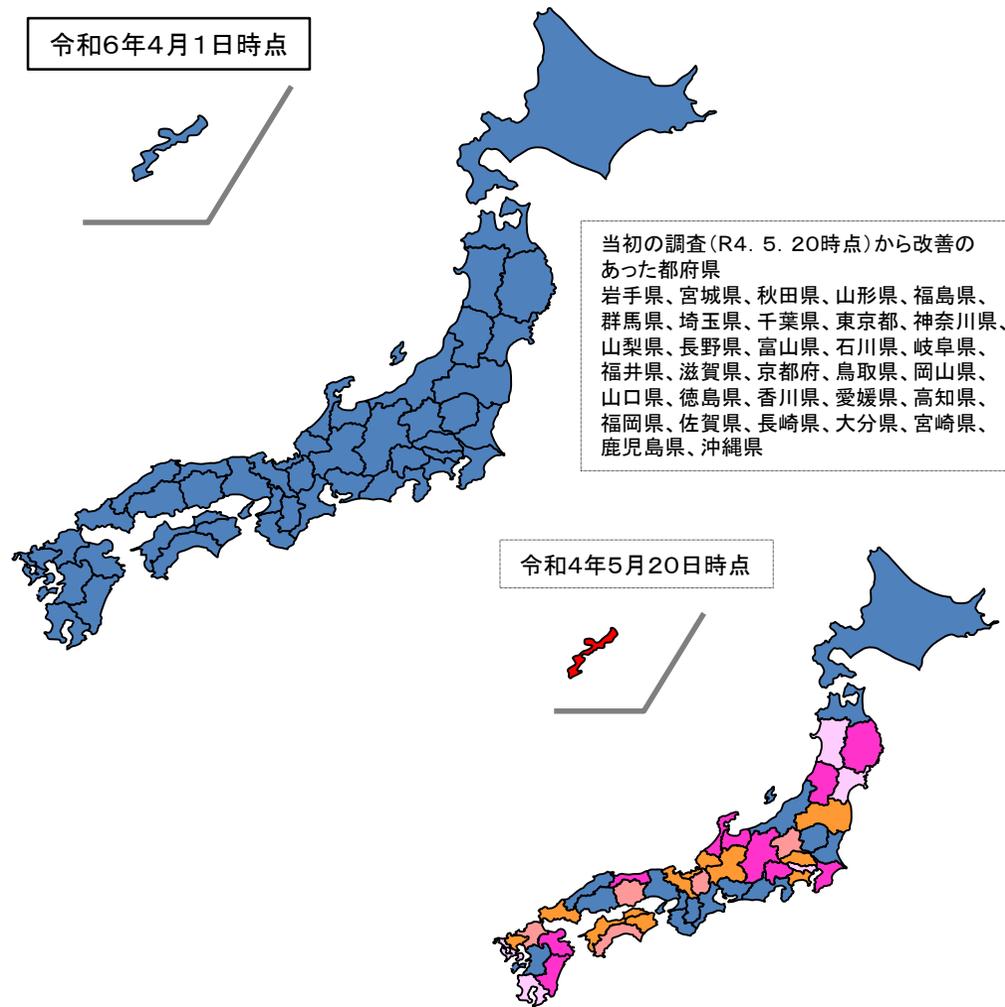
七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

各スライド条項の比較 ※国交省直轄工事の取扱い(工事請負契約書第26条)

項目	全体スライド(第1～4項)	インフレスライド(第6項)	単品スライド(第5項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事		
請求可能な タイミング・条件	工期の始期から12ヶ月を経過した後	臨時で賃金水準の変更がなされた後 で、次の賃金水準の変更までの間	特別な要因により主要工事材料の価格に著しい 変動を生じた時(受発注者間の共通認識が必要)	
	スライドを請求する時点で 残工期が2ヶ月以上 ある(すべてのスライドで共通)			
条項の趣旨	緩やかな価格水準の変動に対応	急激な価格水準の変動に対応	特定の資材価格の急激な変動に対応	
請求額 変更の 方法	<p>対象となる 工事費の範囲</p> <p>請負額の内、残工事部分のみスライドを行う →基準日(基本は請求日とする)以前の変動についてはスライドしない</p> 		<p>請負額の内、部分払いを行った出来高部分を除いた部分についてスライドを行う →請求日以前の変動もスライドする</p> 	
	変更の対象とする費目	労務費、材料費、機械経費等の直接工事費部分のほか、諸経費等も対象		特定資材の 材料費のみ が対象
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	残工事費の 1.0%	対象となる工事費の 1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、その次の賃金水準の変更がなされるまでの間に1回適用可能)	原則不可 (特定資材について、既済部分を除く全ての数量を対象に、精算時にスライドを行うため、再スライドの必要がない) (※例外としては、複数年度契約の通年維持工事や指定部分がある工事が挙げられる)

- 都道府県が予定価格^{※1}の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している^{※2}材料単価については、全47団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	47
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	0
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	0
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

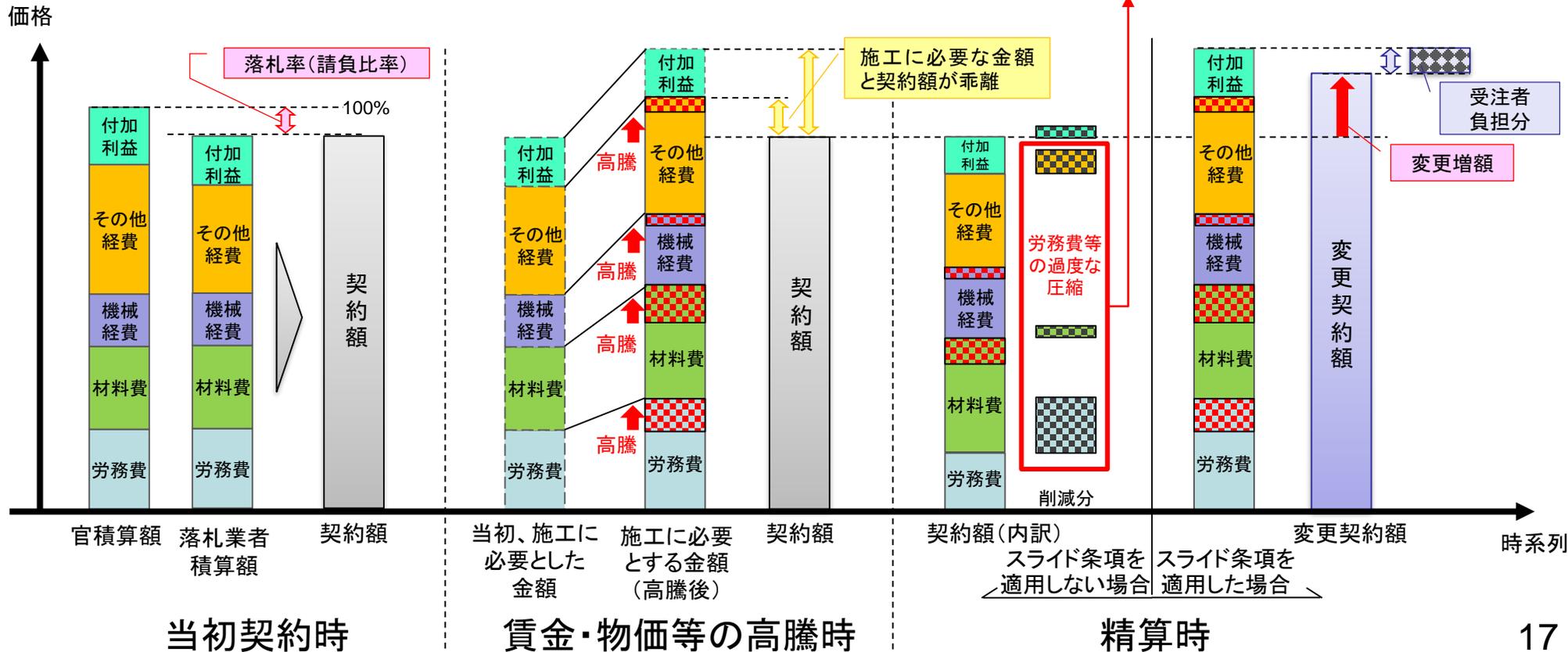


※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

- スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不相当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
- 建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

- 価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、**価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと**
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと**
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、**価格が据え置かれているケースが多数**

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)

総合工事業
(受注者／発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

違反情報の収集

○ 下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

○ 駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

○ 工期/下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

◆ 労務費確保に係る新たなルールの実行を見据え、令和6年度の建設Gメンは、当初見積書と最終見積書における労務費の額とその積算根拠（施工数量・人工数）を調査し、1人工当たりの単価を算出した上で、それぞれ「公共工事設計労務単価」と比較。比較の結果、当初見積書の労務費の額が過小の場合、見積りを行った受注者が法施行後に同様の行為をしたときは、「労務費の基準」を著しく下回る見積りとして問題となる可能性があることから、改善するよう指導。

また、当初見積書と最終見積書とを比べ労務費の減額があった場合には、その原因を注文者・受注者へのヒアリングにより把握。当該減額が注文者の変更依頼によるものであるときは、同様に、法施行後は著しく下回る変更依頼となる可能性があることから、注文者に改善するよう指導。

◆ このほか、工期や価格転嫁の状況等も調査し、取引の適正化を推進

労務費のGメン調査のイメージ

※数値等は事実と異なるものであることに留意



当初見積書

労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	140 万円
② 施工数量	20 トン
③ 人工数	40 人工
1人工の単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量の歩掛 =③÷②	2 人日
1人工の作業量 =②÷③	0.5 トン

A職種の設計労務単価比
±0%

- ① 当初見積書において、受注者が労務費を「140万円」（1人工の単価3.5万円）と見積もり、注文者に提出
- ② 注文者からの変更（減額）依頼により、最終見積書の労務費を10万円減額
- ③ このケースは、注文者からの減額依頼によるものであることから、減額後の労務費の額が設計労務単価に比して過小であったときは、注文者に改善するよう指導

最終見積書

労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	130 万円
② 施工数量	20 トン
③ 人工数	40 人日
1人工の単価 =①÷③	3.25 万円
1施工量の歩掛 =③÷②	2 人日
1人工の作業量 =②÷③	0.5 トン

A職種の設計労務単価比
▲7%

日時等

日時：令和6年2月27日（火）15:30~17:00

出席団体：愛知県、中部経済産業局、東海財務局、愛知労働局、東海農政局、中部地方整備局、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県経営者協会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、愛知県信用金庫協会



背景

適正取引・価格転嫁のマインド醸成や環境整備を進めるため、愛知県内関係機関・団体が相互に連携・協力し、「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出しています。今般、本宣言から一年の節目に当たり、更なる適正取引・価格転嫁の気運醸成を図るため、「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」を開催しました。

概要

中部地方整備局の佐藤局長が「公共工事での適正な取引・価格転嫁の取組」について発表し、公共工事設計労務単価の12年連続の引き上げ、スライド条項の適切な運用等について紹介しました。

主なその他の発表

- ・「地域建設業元請企業の取組」
愛知県建設業協会 会長
- ・「建設業界の現況及び取引適正化等に関する日建連の取組について」
日本建設業連合会中部支部 支部長



佐藤局長による事例発表

昨年の労務単価の引き上げを各社がそれぞれの賃上げに繋げ、それらが労務費調査に反映された。
技能労働者の賃上げを通じて、次なる労務単価の引上げに繋がる好循環となっている。

適正な取引及び適切な価格転嫁ができる社会の実現に向け、主催12機関・団体にて「決意表明」を行いました。



原材料費等の高騰が続く中、技能労働者の賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁していくことが重要です。（建設業のパートナーシップ構築宣言登録企業は7,568社 ※令和7年1月20日現在）

3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比 ; +5.9% (平成24年度比 ; +75.3%)
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比 ; +6.2% (平成24年度比 ; +75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

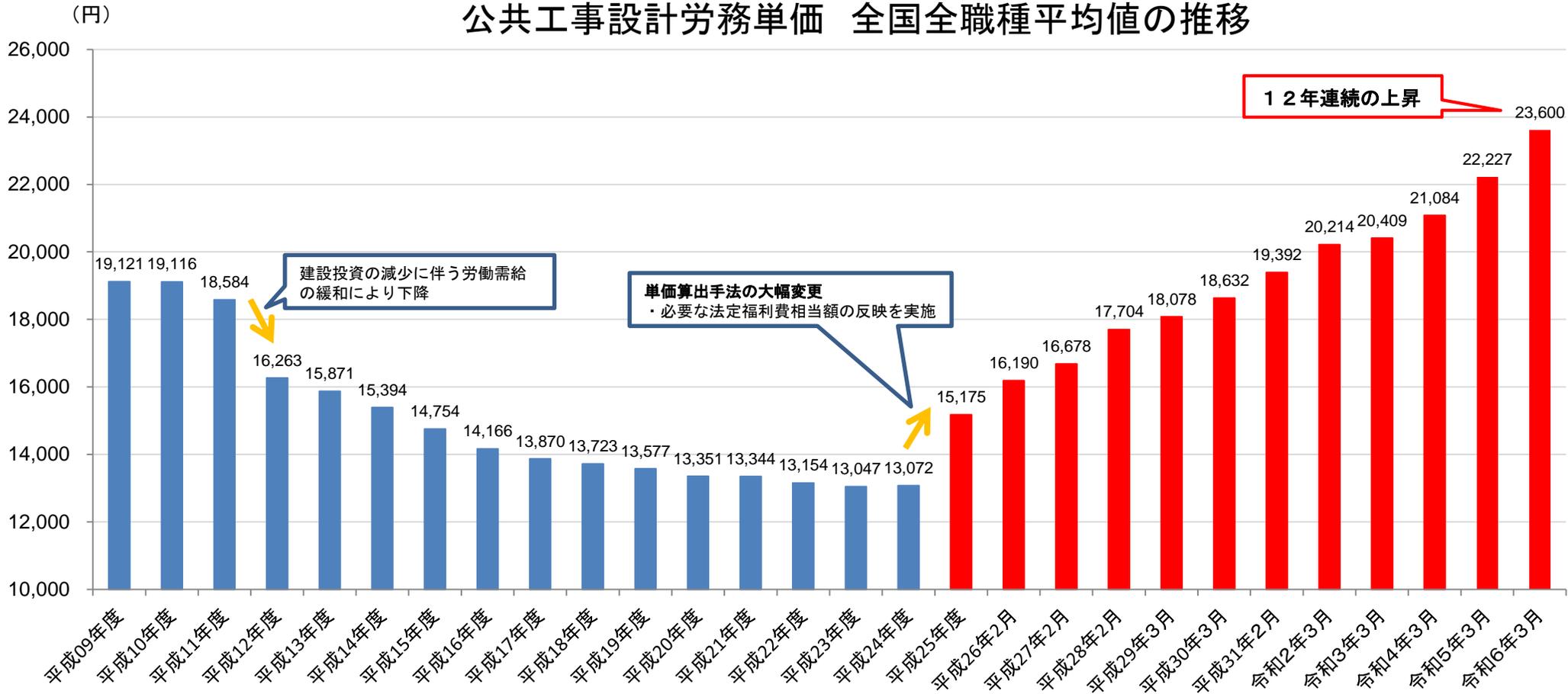
主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手(一般)	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手(特殊)	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

開催概要

日時：令和6年9月17日 13:30～14:30

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和7年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 活発な民間投資に応えながら**公共工事予算の執行が順調であること**、
不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた**賃金引上げや働き方改革への対応**については、
国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。
- その他、生産性向上や女性活躍に向けた取組について議論。

【前回（令和6年3月）の申し合わせ】

- 技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること、
- 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと



賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要



《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

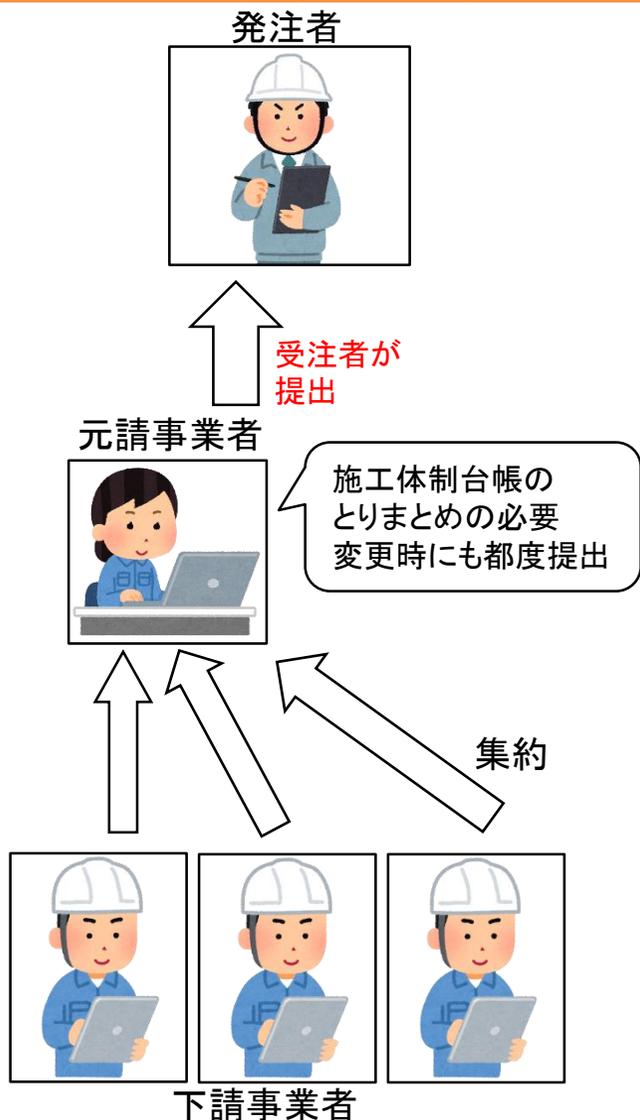


《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



＜現行制度＞

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
①施工体制台帳の作成
②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

＜制度見直しの背景＞

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

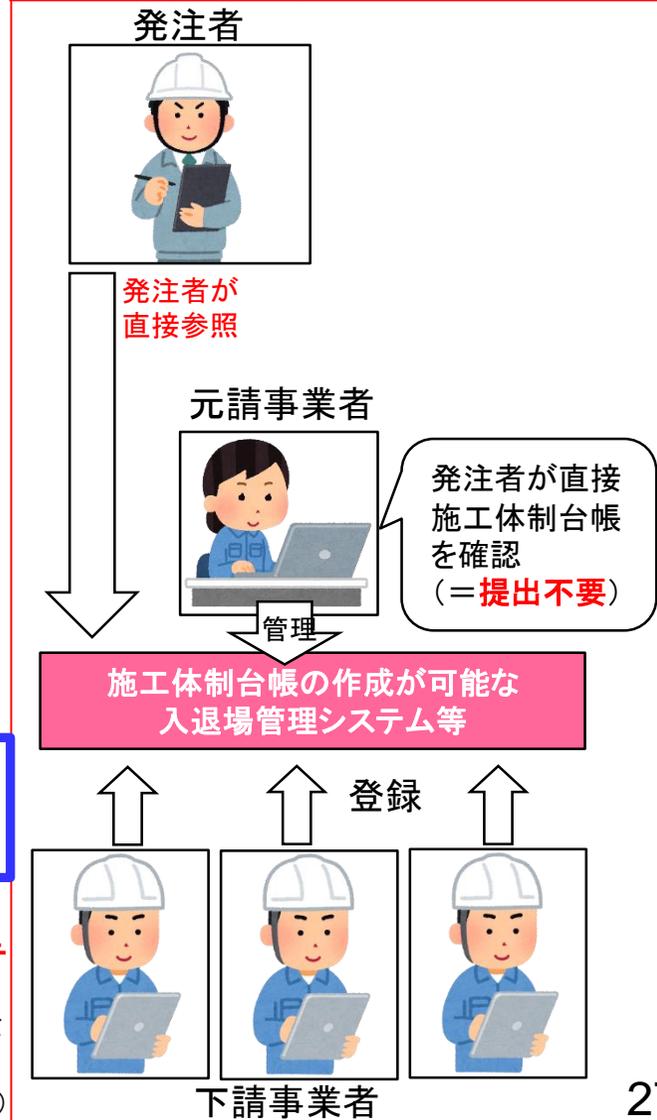
法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞

- ・提出義務は存置
- ・ただし、**システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置***を講じている場合は、**提出不要とする**

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)

改正後



中央建設業審議会

「建設業における社会保険加入の徹底について（提言）」

（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
 - ・実施後5年（H29年度）を目的に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）
 - 減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業による下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化（R2.10～）
 - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・二次下請以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・二次下請以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
 - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
 - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
 - ・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請（R3.12～）
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）
 - ・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9～）

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～R元）、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1～）

4. その他

目的：中部管内の工業高校・専門学校の学生を対象に、専門工事業の職業体験を通じ、建設業の魅力ややりがいを伝え、入職につながる場を提供することで、将来の建設業の担い手を確保し、持続可能な建設業の実現に寄与する。（主催：建設産業専門団体 中部地区連合会）

概要

開催日：令和6年9月26日～27日 2日間
場所：ポリテクセンター中部（愛知県小牧市）
参加者：約250人
愛知・岐阜・静岡県内の工業高校・専門学校生
参加業種：13業種
型枠・鉄筋・とび・内装・タイル・塗装・左官・ダイヤモンド工事・圧接・クレーン・重機・PC・金属

アンケート結果

『将来建設業の仕事をしたい』

フェア前：79% → フェア後：92% **13%UP!**

生徒の声：普段出来ない体験や講義、授業で習ったことを実際に行うことができ楽しかった。
様々な職業を体験して進路の参考になった。
進路で迷っていたが、建築業に興味があることに気付けた。

先生の声：実際に体験し職人の方や現場の方と関わることにより、その職の雰囲気が分かった。



元請企業における建設発生土の搬出先確認

元請業者のみみなさまへ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が
最終搬出先まで義務づけられます！
～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様にも、
登録制度のご紹介をお願いします。

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※1の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※2
 - ② 発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者に通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※1 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事
再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上
再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上
※2 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元へ受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

ストックヤード事業者のみなさまへ

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

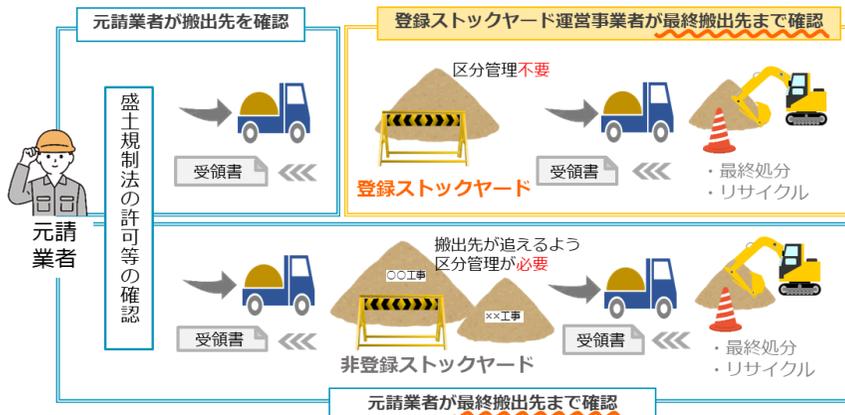
令和3年7月に熟海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます***（資源有効利用促進法省令）。

一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



*元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壌汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
*最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、**選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは？>

- ストックヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) スtockヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは？>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP*で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

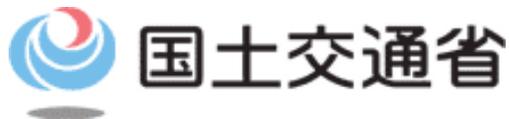
- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP*をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- ストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は？>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP*よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。

建設業の人材確保・育成に向けて（令和7年度予算案の概要）

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%**となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ **国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和7年度予算案において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- **適正な雇用関係と併せた取組**（国交省）
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- **建設関係助成金による支援**（厚労省）
CCUSの普及促進に取り組む建設事業主団体を支援
- **CCUSの普及啓発等**（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

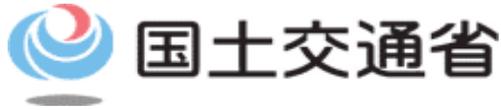
魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和7年度予算案の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上	1.5億円	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援	69億円
※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円		◆ 「つなぐ」化事業の実施	29百万円
適正な工期設定等による働き方改革の推進		◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援	50億円
建設技術者の働き方改革の推進		◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援	19百万円
建設業の生産性向上の促進			
地方の入札契約改善推進事業			
建設業における技能者の適正な雇用関係の促進			
建設職人の安全・健康の確保の推進			
建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進			

人材育成

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)	1.5億円	◆ 中小建設事業主等への支援	4.9億円
※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円		◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施	1.3億円
◇ 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業		◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導	24億円
	110億円の内数	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	69億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)	1.5億円	◇ 働き方改革推進支援助成金による支援	92億円
※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円		◇ 働き方改革推進支援センターによる支援	30億円
		◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施	82百万円
		◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲)	29百万円
		◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業	1.1億円
		◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施	95百万円
		◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施	30百万円
		◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業	87百万円
		◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	69億円

人材確保

1.5億円 (2.1億円)

※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

○ 適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

持続可能な建設業の実現に向けて、働き方改革の更なる推進を図るため、工期設定に関する実態調査や工期の適正化のための周知・啓発に係る事業を実施。

○ 建設技術者の働き方改革の推進【継続】

適正な施工確保のため建設現場に配置が求められる建設技術者に関して、働き方改革・担い手確保のため、技術者配置要件等の制度合理化及び入職促進等に資する調査を実施。

○ 建設業の生産性向上の促進【継続】

建設業の生産性向上を促進に向け、効果的な取組事例に関する調査検討や建設現場でのICT活用の普及、業界構造の適正化に向けた実態調査を実施。

○ 地方の入札契約改善推進事業【拡充】

令和6年6月に公共工事の発注体制の強化についての入契法・品確法の改正を盛り込んだ「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。地方公共団体の発注体制の強化・入札契約適正化の一層の加速化を実施。

○ 建設業における技能者の適正な雇用関係の促進【継続】

建設業の担い手確保に向け、建設キャリアアップシステムの加入促進や、社会保険や技能向上の機会等が十分に確保されない一人親方の技能者の処遇改善に向けた施策を実施。

○ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備するため、「安全衛生対策項目の確認表」「標準見積書」の使用実態調査及び安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報を実施。

○ 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】

建設産業における将来の担い手確保のため、令和6年度に建設業界における女性の更なる活躍を目指す新行動計画を策定中。令和7年度において新行動計画に基づくコンテンツ作成、技能者を雇用する企業経営者への啓発等を実施予定。

※◆は建設業に特化した支援
 ※()内は令和6年度当初予算額

人材育成

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上（再掲）

1.5億円（2.1億円）

※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円

- ◇ 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業【新規】

110億円の内数

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組の支援を実施。

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上（再掲）

1.5億円（2.1億円）

※上記に加え、令和6年度補正予算1.1億円

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

人材確保

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】

69億円（72億円）

- 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- 人材確保等支援助成金において、建設キャリアアップシステム等普及促進コースを廃止（※）し、建設キャリアアップシステム等活用促進コース（仮称）を創設。当該コースの雇用管理改善促進事業において、技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。※登録手数料に係る助成は普及促進事業として継続実施（令和7年度末まで）
- 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。（令和7年度末まで延長）。

◆ 「つなぐ化」事業の実施【継続】

29百万円（28百万円）

- 若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】

50億円（48億円）

- 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。

- 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

19百万円（19百万円）

- 建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
 ※()内は令和6年度当初予算額

人材育成

- | | |
|--|----------------------|
| ◆ 中小建設事業主等への支援【継続】 | 4.9億円 (4.8億円) |
| 離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。 | |
| ◆ 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】 | 1.3億円 (1.3億円) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。 ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。 | |
| ◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】 | 24億円 (23億円) |
| ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。 | |
| ◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【継続】 （再掲） | 69億円 (72億円) |

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◇ **働き方改革推進支援助成金による支援【継続】** **92億円（71億円）**

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。
- ◇ **働き方改革推進支援センターによる支援【継続】** **30億円（31億円）**

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。
- ◆ **雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】** **82百万円（82百万円）**

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。
- ◆ **「つなぐ化」事業の実施【継続】**（再掲） **29百万円（28百万円）**

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和6年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【継続】** **1.1億円 (1.1億円)**
 労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。
- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **95百万円 (96百万円)**
 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。
- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円 (30百万円)**
 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。
- ◆ **墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】** **87百万円 (87百万円)**
 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】 (再掲)** **69億円 (72億円)**